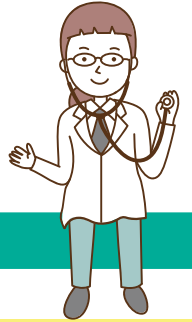




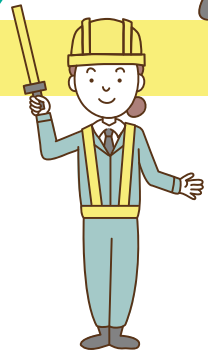
ハッピー



パートナー



企業



になりませんか!

★ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の取組

男女が共に働きやすい
職場環境づくり

仕事と家庭・その他の活動の
両立支援

女性の能力を活かすための取組

- 仕事の効率化
- 創造性の向上
- 時間管理能力の向上
- 優秀な人材の確保・定着
- 多様な人材の活用
- 仕事への満足度と意欲の向上
- 心身の健康保持・増進
- 女性活躍の推進
- 子育て支援環境の充実



企業の発展
企業PR



新潟県はハッピー・パートナー企業を応援しています。



ハッピー・パートナー企業

(新潟県男女共同参画推進企業)

になりませんか!

新潟県では、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性従業員の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援しています。

そのなかでも、特に男性従業員の育児参画支援や従業員の子育て支援の取組を進めている登録企業を「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」として認定し、その取組を重点的に後押ししています。

県では、登録・プラス認定されたハッピー・パートナー企業をPRするとともに、様々な優遇措置を設け、その取組を支援していきます。

★ ハッピー・パートナー企業登録制度

パパ・ママ子育て応援プラス認定

基本登録②の6項目全てを満たす登録企業
(下記) 又は

次世代育成支援対策推進法に基づく
「一般事業主行動計画」の策定・届出を行った登録企業

基本登録

①～④の19項目中10項目以上を満たす企業

①男女共に働きやすい職場環境づくり
: 5項目

②男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組: 6項目

③女性の能力を活かす取組: 5項目

④労基法、均等法、育児介護休業法の遵守: 3項目(必須)

※各項目の詳細は

※令和4年4月1日から従来の「イクメン応援プラス認定」と「子育て応援プラス認定」を「パパ・ママ子育て応援プラス認定」に統合しました。

企業の皆様の取組を支援する 優遇措置もあります！

県では、登録(認定)企業の皆様の取組を支援できるよう様々な施策を展開しています。
基本登録に加え、各企業の実情に応じて「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を組み合わせることで、優遇措置の上乗せができます。

パパ・ママ子育て応援プラス認定企業の主なメリット

- 助成金制度
 - ・ 妊娠・出産・子育て関連休暇 ※1
 - ・ 男性育休取得 ※1
- 採用力強化支援
 - ・ 専門家派遣(助言・提案)の選考時優遇 ※1
- 人材育成支援
 - ・ 人材育成に係る研修への参加優遇等
- 福利厚生支援
 - ・ 金利優遇(従業員向け) ※2

基本登録企業の主なメリット

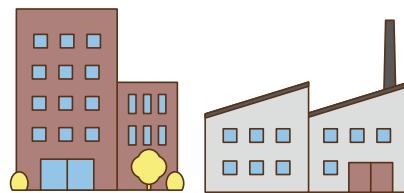
- 女性が活躍できる職場環境づくり支援
 - ・ 専門家派遣(助言・提案)、えるぼし認定助成 ※1
- 採用力強化支援
 - ・ 広報(県ホームページなどでのPR)
 - ・ 県主催就活イベントへの参加選考時優遇 ※1
 - ・ ハローワーク求人票への記載
- その他
 - ・ 物品優先調達 ※1
 - ・ 建設工事入札加点 ※1
 - ・ 企業交流会、各種情報(支援制度、セミナー等)の提供

※1 登録・認定実績に加え、別途要件(受給要件等)があります。 ※2 県と連携している金融機関に限ります。

登録等の手続きや優遇措置の詳細は、見開きの中をご覧ください！

ハッピー・パートナー企業になるには

新潟県では、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性従業員の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援しています。



対象

新潟県内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体

登録要件

次のような取組を行っている、または行う意欲がある企業

- 働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組
- 男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- 女性の能力を活かす取組
- 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の遵守(必須)

手続き

① 登録応募用紙で取組項目を確認します。 [ハッピー・パートナー 応募用紙](#) [検索](#)
「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録応募用紙(様式1)」に記載の19項目のうち、10項目以上にチェックが入れば応募できます。

② 男女共同参画推進者を選任します。(「登録応募用紙」に氏名等を記載願います。)
企業内における取組を推進する男女共同参画推進者を選任してください。
ハッピー・パートナー企業に関する窓口役、企業内での取組の推進役として対応をお願いします。

③ 「登録応募用紙」に必要事項を記載し、[\(公財\)新潟県女性財団](#)に提出します。

「登録応募用紙」に必要事項を記入のうえ、就業規則などの書類(写し)と会社概要(パンフレット等)を添えて、(公財)新潟県女性財団に郵送またはメールで提出してください。
※提出書類の詳細は、[新潟県ホームページ](#)をご参照ください。

[ハッピー・パートナー企業](#) [検索](#)



登録証見本

審査・登録

県で審査をし、登録手続きを行います。

登録企業には、登録証を発行します。
登録にかかる費用はありません。

ハッピー・パートナー企業になったら

従業員の皆様への周知

ハッピー・パートナー企業として社内の意識が高まり、従業員は自らの働く場への誇りを持つことができます。

取組の推進

企業それぞれの実情に応じた取組を進めてください。

取組の報告

毎年度末、「取組報告書(様式3)」により取組の実施状況を報告願います。

※取組報告書は、当該年度に実施した取組の内容を記入し、「登録応募用紙」と同じ内容の項目にチェックしていただくものです。

「プラス認定」を取得しませんか？

「プラス認定」とは、ハッピー・パートナー企業基本登録に上乗せして「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を取得することができる制度です。プラス認定を要件としたメリットを受けることができます。

「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を取得するには

ハッピー・パートナー企業の中で、男性従業員が育児に参加しやすい職場環境づくりに取り組むなど、特に仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「パパ・ママ子育て応援プラス認定」として認定します。

認定要件

次の①又は②のいずれかに当てはまるハッピー・パートナー企業

① ハッピー・パートナー企業の登録要件となる取組のうち、育児休業制度、職場復帰支援など「男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組」の6項目すべてに該当していること

- ① 育児・介護休業制度を就業規則に規定
- ② 育児・介護休業を取得しやすいよう制度を周知
- ③ 育児介護休業を取得しやすい環境づくりを実施
- ④ 育児・介護休業者がスムーズに職場復帰できるよう配慮
- ⑤ 従業員の仕事と家庭・その他の活動の両立のため、多様な働き方ができる環境づくりを実施
- ⑥ 仕事と家庭・その他の活動が両立できる環境づくりの推進のため、経営トップ自らが取組の方針を明示

② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること

手続き

次の書類を郵送またはメールで(公財)新潟県女性財団に提出してください。

◆ ハッピー・パートナー企業の登録手続きと同時に申請する場合

- ・登録応募用紙(様式1)の「パパ・ママ子育て応援プラスの認定を申し込みます。」欄をチェックしてください。 [ハッピー・パートナー 応募用紙](#) [検索](#)
- ・上記認定要件②にて申請する場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(写し)

◆ ハッピー・パートナー企業の登録手続き完了後に追加で申請する場合

1 追加認定申込書

- ・「パパ・ママ子育て応援プラス追加認定申込書」(様式1の2)

2 認定要件を確認する書類

【上記認定要件①にて申請する場合】

- ・原則不要

(毎年度の取組報告書では「男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組」の6項目すべてに該当していることの確認ができない場合に限り、取組内容申告書(様式1の3)を提出してください。)

【上記認定要件②にて申請する場合】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(写し)

3 法令遵守の状況を確認する書類

- ・就業規則の写し(育児に関する休業・休暇に係る部分の詳細規程)

ハッピー・パートナー企業(基本登録企業)のメリット

県では、登録企業の皆様の取組を支援するために様々な施策を展開しています。

メリット
1

シンボルマークを自由に利用できます。

企業PRとしてシンボルマークをホームページや会社案内、名刺等に利用できます。
ご希望によりシンボルマークプレートの購入(有料)もできます。



メリット
2

「女性が活躍できる職場環境づくり支援事業」が利用できます。

・社会保険労務士等のアドバイザーによる伴走型支援が無料で受けられます。
・また、アドバイザー派遣を受け、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」に認定された企業に助成金30万円が交付されます。

メリット
3

登録企業の交流会等に参加できます。

毎年、登録企業が任意で参加できる企業交流会議を開催しています。
登録企業間のネットワークづくりにも活用いただけます。

※ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進、就業環境の改善などに関するテーマを設定し、セミナーやワークショップを実施(参加費無料)

メリット
4

県のホームページや各種広報等によりPRします。

県のホームページや広報紙、広報番組などで、企業名や取組事例などを広く紹介します。
県のホームページから貴社ホームページへのダイレクトリンクが可能です。

メリット
5

県が主催する就活イベントへの参加にあたり、選考要件の一つとして考慮されます。

合同企業説明会などへの参加にあたり、企業の参加申込多数の場合に選考要件の一つとして登録実績が加味されます。(参加を保証するものではありません。)

メリット
6

ハローワークの求人票でPRできます。

ハローワークの求人票にハッピー・パートナー企業であることを記載できます。

メリット
7

一定の条件を満たすと、県が発注する物品調達等において、優遇が受けられます。

・県で少額随意契約を行う場合、契約の相手方とするよう努めます。
・指名競争入札(物品の購入又は物品の製造の請負契約に限る)を実施する場合、指名業者に追加選定するよう努めます。

メリット
8

新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件があります。

ハッピー・パートナー企業に加え、一定の取組要件を満たすと加点されます。
新潟県の建設工事で総合評価方式を適用する場合、登録実績が評価項目となります。

※詳細は、県のホームページをご覧ください。

建設工事入札参加資格審査 新潟県

検索

※県内の複数の自治体においても、同様の取組を実施しています。詳細は各自治体のホームページ等でご確認ください。

メリット
9

参考資料・情報を提供します。

男女共同参画等に関する県や国、市町村の情報を掲載した広報誌をお送りするほか、働き方改革や採用力向上などに関する制度や支援等の情報を提供します。

「パパ・ママ子育て応援プラス認定」の 上乘せメリット

メリット
1

「妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金」を利用できます。

- ・所定の条件を満たす休暇制度を導入し、利用した場合に奨励金が支給されます。
- ・奨励金額：30万円（1事業者につき1回限り）

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。

[有給休暇](#) [奨励金](#) [新潟県](#) [検索](#)

メリット
2

「男性の育児休業取得促進助成金」を利用できます。

- ・男性従業員に所定の条件を満たす育児休業等を取得させた場合に助成金が交付されます。
- ・助成額：事業主及び休業取得者に各5万円（支給回数制限あり）

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。

[男性の育休助成金](#) [新潟県](#) [検索](#)

メリット
3

「採用力向上に向けた専門家派遣」の利用にあたり、選考要件の一つとして考慮されます。

県が実施する企業向け支援メニューのうち、「採用力向上に向けた専門家派遣」（採用コンサルタント等による伴走型支援・無料）について、企業の参加申込多数の場合に選考要件の一つとして登録実績が加味されます。

メリット
4

県が主催する人材育成に係る様々な研修の参加にあたり、選考要件の一つとして考慮されます。

男性の育児休業取得促進や女性のキャリアアップなどに係る人材育成研修への参加にあたり、参加申込多数の場合に選考要件の一つとして認定実績が加味されます。

メリット
5

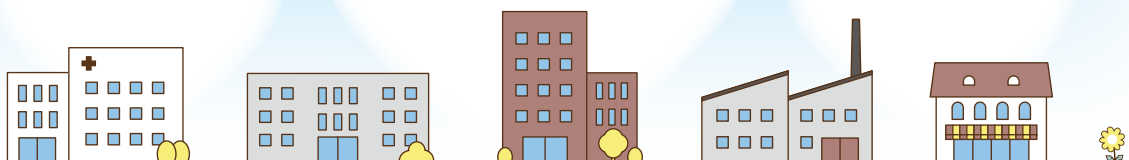
従業員向け金融商品優遇が受けられます。

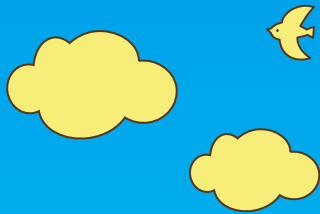
従業員が県の連携金融機関の金融商品（教育ローン、マイカーローン等）を利用する場合に優遇が受けられます。

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。

[金融商品優遇](#) [新潟県](#) [検索](#)

※ 基本登録およびパパ・ママ子育て応援プラス認定のメリットは、令和5年4月1日時点の内容です。





登録に関する

Q & A



Q 応募の期限はありますか？

A 基本登録、プラス認定とも、応募は随時受け付けています。(応募期限はありません。)
なお、プラス認定については、基本登録と一括で応募することも、基本登録後に追加で申し込むことも可能です。

Q 応募は電子メールでもできますか？

A 電子メールによる応募も受け付けています。
なお、「登録応募用紙」などの電子データ(PDFファイル、Excelファイル)は、新潟県ホームページからダウンロードすることができます。

Q 本社が県外ですが応募できますか？

A 県内に本店がなくても、支店や営業所などがあれば応募できます。

Q 登録に有効期限はありますか？

A 登録に有効期限はありません。更新手続きも不要です。ただし、「ハッピー・パートナー企業」としてふさわしくない行為など、登録を継続することが適当でないと判断される場合は、登録を取消すことがあります。

Q 女性のいない小規模の会社ですが、応募できますか？

A 登録要件を満たしていれば、女性従業員の有無、規模、業種を問わず応募できます。

Q 登録要件にあるすべての取組を実施しなければいけないのですか？

A 「応募用紙」の取組項目のうち、現在実施している、又は、今後実施を予定しているもの(概ね1年以内に実施するもの)が、19項目中10項目以上あることを登録の基準にしています。(労働基準法などの関係法令遵守の項目については全て実施していることが必要です。)
登録後は、企業それぞれの実情に応じて取組を継続・推進してください。

Q 「就業規則」を定めていないのですが、応募できますか？

A 「就業規則」を確認しますので、応募にあたっては各企業に規則を定めていただく必要があります。

Q 応募から登録まで、どのくらい時間がかかりますか？

A 提出いただいた書類を審査し、特に不備などがなければ概ね2週間程度で登録となります。

Q 就業規則とは別に賃金規程などを定めてある場合、その提出が必要ですか？

A 賃金・退職金規程、育児・介護休業に係る規程、ハラスメントに関する規程など、従業員すべてに適用されるものは、それぞれ写しをご提出ください。(応募書類の詳細は、新潟県ホームページをご参照ください。)



<シンボルマークについて>
ハッピー・パートナーの頭文字「H」と「P」を擬人化し、握手する姿で男女が対等立場で協力し合う理念を表すと共に、両者の笑顔で職場環境への満足感を表現しています。

応募・お問い合わせ先

公益財団法人 新潟県女性財団 (県事業受託団体)

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ2階

TEL:025-285-6610 FAX:025-285-6630

E-mail ngt.happy-p@npwf.jp

※応募様式等は県のホームページをご覧ください。

ハッピー・パートナー企業

検索



(新潟県ホームページ)

県担当

新潟県 知事政策局 政策企画課 男女平等・共同参画推進室